

第35期横浜市児童福祉審議会 第1回保育所等における虐待担当部会

日時：令和8年3月18日（水）18:00～

場所：市役所18階 みなと1・2会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 自己紹介【資料1・2】
- 3 部会長及び副部会長の選出
- 4 保育所等における虐待対応部会の概要【資料3-1・2・3】（15分）
- 5 虐待案件の状況の報告
- 6 虐待該当事案の報告
- 7 虐待非該当事案の報告
- 8 認可保育所在園当時のいじめ事案に対する検証について
- 9 その他
- 10 閉会

【資料】

資料1 横浜市児童福祉審議会 保育所等における虐待担当部会委員名簿

資料2 横浜市児童福祉審議会 保育所等における虐待担当部会事務局名簿

資料3-1～3 保育所等における虐待対応部会の概要／別紙／事実確認の実施方法について

横浜市児童福祉審議会 保育所等における虐待担当部会
委員名簿

< 第35期横浜市児童福祉審議会 保育所等における虐待担当部会 >

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等	氏 名
1	千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授	あかし よういち 明石 要一
2	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授	いしい あきひと 石井 章仁
3	公益財団法人かわさき市民活動センター 青少年事業課 課長	いわほり まこと 岩堀 誠
4	神奈川県弁護士会所属弁護士	おおかわ ひろゆき 大川 宏之
5	社会福祉法人尚栄福祉会 理事長 すこやか諏訪保育園 園長	おくら なおぞう 奥村 尚三
6	神奈川県立こども医療センター 総合診療科医長	たのうえ こうじ 田上 幸治

第 35 期横浜市児童福祉審議会 第 1 回保育所等における虐待担当部会

事務局出席者名簿

こども青少年局

区分	所 属	所 管 施 設・事 業	氏 名
部長	総務部長	保育・教育施設等	白井 正和
	青少年部長	放課後児童健全育成事業 寄り添い型生活支援事業	田口 香苗
	保育・教育部長	保育・教育施設等	渡辺 将
	保育対策等担当部長	保育・教育施設等	飯田 学
	こども福祉保健部担当部長	拠点における一時預かり事業	柴山 一彦
課長	監査課長	保育・教育施設等	岡崎 有希
	放課後児童育成課長	放課後児童健全育成事業	河原 大
	保育・教育支援課長	保育・教育施設等	大槻 彰良
	保育・教育運営課 担当課長	保育・教育施設等	齋藤 淳一
	地域子育て支援課長	拠点における一時預かり事業	五十川 聡
係長	監査課 担当係長	保育・教育施設等	恒川 賢史
	放課後児童育成課 担当係長	放課後児童健全育成事業	井上 響
	放課後児童育成課 担当係長	放課後児童健全育成事業	小室 達郎
	青少年育成課 担当係長	寄り添い型生活支援事業	陣田 翼
	保育・教育運営課 担当係長	保育・教育施設等	加藤 健太郎
	保育・教育運営課 担当係長	保育・教育施設等	町田 健太郎
	地域子育て支援課 担当係長	拠点における一時預かり事業	長島 和誉
	保育・教育支援課 事業調整係長	事務局	矢原 亜紀

保育所等における虐待担当部会の概要

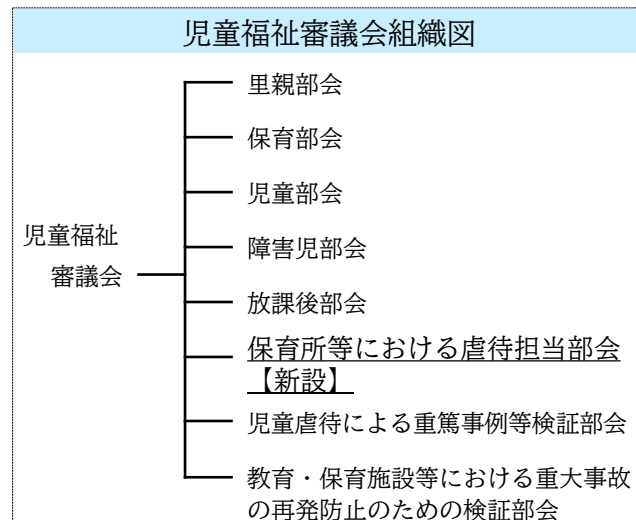
こども青少年局保育・教育支援課/保育・教育運営課

2026年3月18日

1 保育所等における虐待担当部会 設置の経緯と概要

1 設置の経緯

- 児童福祉法等の一部改正に伴い、保育所等の職員による虐待について、通報が義務化されました。
- 併せて、虐待通報を受けた自治体は、自治体が行った措置の内容について児童福祉審議会へ報告することとされ、また都道府県による虐待の状況等の公表に関する規定も新たに設けられました。
- これを受け横浜市では、横浜市児童福祉審議会の部会として本件を所掌する「保育所等における虐待担当部会」を新たに設置しました。



2 所掌事業

保育所等	認可保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業・横浜保育室・認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・乳児等通園支援事業
その他	地域子育て支援拠点事業での一時預かり・放課後児童健全育成事業・妊婦等生活援助事業 寄り添い型生活支援事業（令和8年4月から）

* 児童養護施設等は児童部会が所掌。幼稚園、私学助成・施設給付型幼稚園型認定こども園、特別支援学校幼稚部は神奈川県所管。
* 今後、市の施策及び国の動向により、対象事業を追加する可能性あり。

1 保育所等における虐待担当部会 設置の経緯と概要

3 報告項目

虐待件数の状況	通報受理、虐待非該当事案、虐待該当事案について、各件数をご報告します。
虐待非該当事案の概要	非該当と判断した経緯、理由等をご報告します。
虐待該当事案の詳細	事案の詳細と本市の講じた措置についてご報告します。

4 年間スケジュール

部会実施時期	報告する案件
毎年8月	通報受理後、事実確認を行い、4～6月に虐待該当/非該当の判断したもの。
毎年11月	通報受理後、事実確認を行い、7～9月に虐待該当/非該当の判断したもの。
毎年3月	通報受理後、事実確認を行い、10～12月に虐待該当/非該当の判断したもの。
毎年6月	通報受理後、事実確認を行い、1～3月に虐待該当/非該当の判断したもの。

2 虐待通報を受理後の流れ

1 国のガイドライン

保育所等での虐待への対応については、こども家庭庁・文部科学省が示す「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に則って対応をしています。

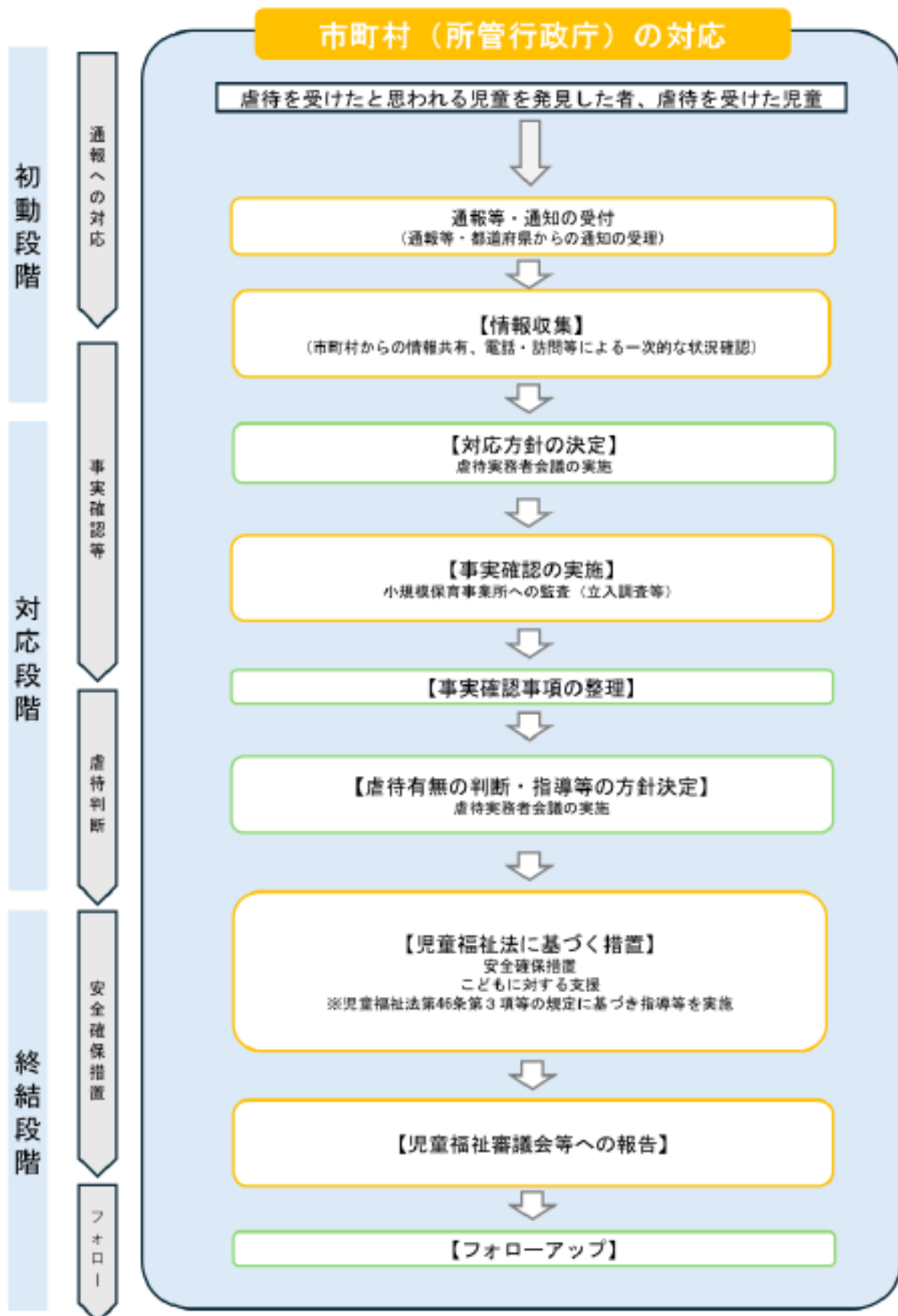
2 虐待対応の全体像（別紙：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」抜粋

3 虐待に係る判断プロセス（別紙：「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」抜粋

【別紙】保育所等における虐待対応部会の概要

■虐待対応の全体像

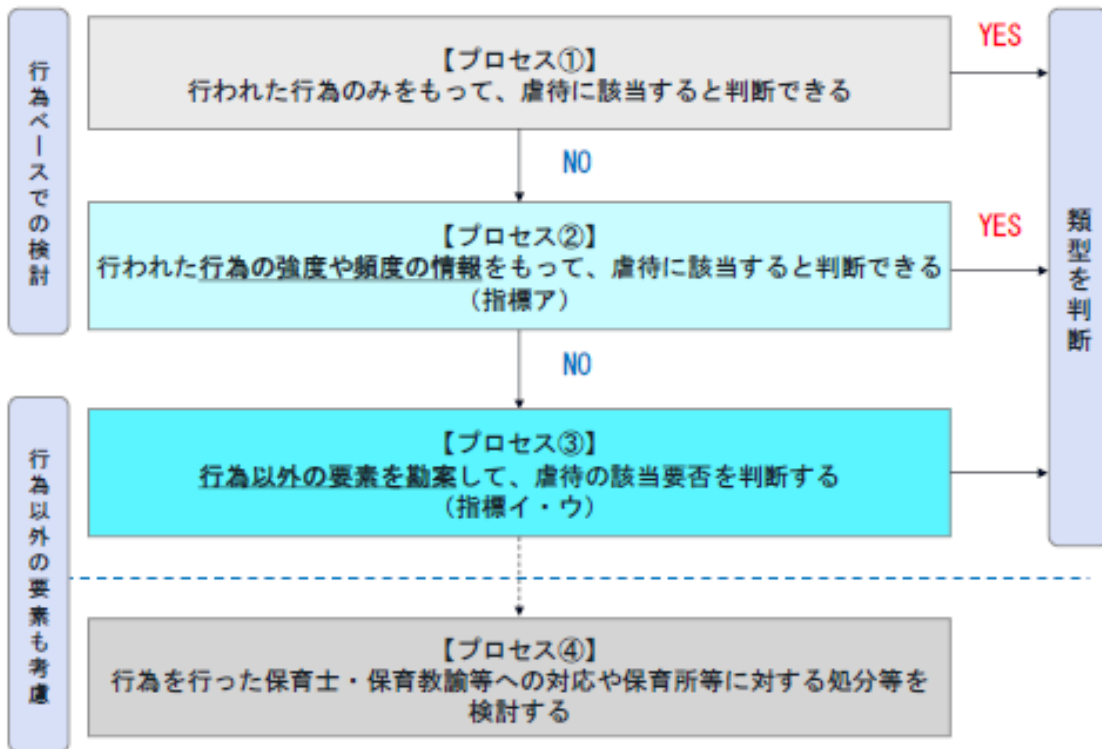
（「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」P.15 抜粋）



■虐待に係る判断プロセス

(「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」P.33 抜粋)

■虐待に係る判断プロセス



※行為を行った保育士・保育教諭等が置かれていた職場環境等については、処分等の検討に際して考慮する。

保育・教育施設における虐待が疑われる事案の通報・相談に関する事実確認の実施方法等について

虐待が疑われる事案の通報・相談に関する虐待対応の全体像（フロー図）における、情報収集、事実確認の実施については、基本的に以下の通り実施しており、行政として権限の範囲内で可能な限りの事実確認を実施しています。そのうえで、確認できた事実を基に、虐待の有無の判断や必要な指導を実施しています。

1. 通報者からの情報収集について

横浜市においては、各区役所子ども家庭支援課及び子ども青少年局保育・教育運営課、及び不適切保育専用相談窓口にて不適切保育等の通報・相談を受け付けています。通報・相談の際に受け付けた内容を確認し、必要な情報を通報・相談者に再度確認します。

（1）通報内容の詳細情報の収集

一つ一つの事象ごとに6W1Hの詳細を聞き取ります。

【参考】6W1Hのイメージ

What	どんな問題が起きているか。
When	いつ起きたか。いつから起きているか。継続して起きているか。
Where	どこで起きているか。どんな場面で起きているか。
Who	問題の原因は誰か。問題に関わっているのは誰か。
Whom	問題に困っているのは誰か。被害を受けているのは誰か。
Why	なぜ問題が起きているか。
How	どのように問題を知ったか（自分の目(耳)で見た(聞いた)か、他者からの伝聞か)

（2）物的証拠の有無

相談内容の詳細をヒアリングする一環として、物的証拠の有無を確認します。相談者が持っている場合は、証拠の提供を積極的に求めます。相談者の意向を第一にしつつも、可能な限り面会をして詳細を確認します。園内に設置されている防犯カメラも証拠となる場合があるため、防犯カメラの設置状況を相談者に確認します。

2. 事実確認の実施方法について

通報・相談者から収集した情報を基に、相談内容の一つ一つの事象について、事実確認を実施します。

（1）調査方針の決定

加害者とされる職員の在籍状況、各クラスの担任保育士数、直近の指導状況などを確認し、調査方針案の検討を行います。

（2）調査方法

原則として園を訪問し、園長ほか多いときは10名以上の複数の関係職員にヒアリングします。園への訪問日時は、原則として園長と事前に調整して決めます。加害者とされる職員にヒアリングができる日時であること、プライバシーが確保される個室を用意できる日時であることなどに留意します。訪問理

由は「保育内容のことで確認したいことがある」ととどめ、事案の詳細は調査実施時まで伝えません。

(3) 調査体制

原則、区役所こども家庭支援課の係長、職員、横浜市こども青少年局保育・教育運営課の保育士職によるものとしています。調査の規模によっては複数班体制を取り実施します。

(4) 調査内容

相談内容を踏まえてヒアリングを実施します。原則として園長から実施します。園長が相談内容の全部又は一部を把握していない場合は、関係職員へ個別にヒアリングを実施します。

加害者とされる職員に加え、加害者とされる職員の保育を見ている職員（同じクラスの担任や、朝夕の合同保育の時間に一緒に保育をしている職員など）も必ず対象に含めます。

実施については、原則、園長・主任、加害者とされる職員の保育を見ている職員、加害者とされる職員の順に行い、職員間で口裏合わせ等が実施されないよう、対象者数が多い場合などは複数班で対応を行います。事実確認の調査においては一人当たり30分程度のヒアリングを実施しています。

(5) 徴収資料

虐待等が行われているとされる場所に防犯カメラが設置されている場合には、原則として録画データを徴収します。並行して、複数の目撃証言又は本人の証言を確認します。

職員へのヒアリングについては、自身の園が不適切保育の疑いをかけられていることにショックを感じる人もいるため、余計な心理的負荷をかけないためにも、言葉遣いや表情が威圧的にならないよう留意して行います。

上記のような、調査を実施し、映像等の物的証拠や加害者とされる職員、加害者とされる職員を見ている職員、園長、主任等に対するヒアリング調査に基づき、通報・相談内容の事実確認を実施しています。

本人の証言が得られなかった場合にも複数の目撃証言がある場合は事実認定を行います。

確認された事実等に基づく虐待の有無の判断については別紙虐待に係る判断プロセスを参考に、保育所等における虐待に該当するかどうかを総合的に判断しています。